

◆この号の内容◆

- ☆ 年頭のごあいさつ
- ☆ マイナ保険証の事業所別登録状況について
～マイナ保険証利用登録がまだの方は登録をお願いします～
- ☆ 定期健診や人間ドック等の健康診断で「再検査」「要精密検査」と判定されたら…
- ☆ 2024年度 インフルエンザ予防接種の補助金申請は1月31日(金)必着です。
- ☆ 花粉症対策…市販薬を上手に活用しましょう
- ☆ 2024年度 第Ⅲ期家庭用常備薬のあっせん販売のお知らせ **予告**
- ☆ まもなく確定申告のシーズンです…医療費控除とセルフメディケーション税制のご案内
- ☆ e-Taxを利用した医療費控除をするための、PepUpの医療費通知データの受領方法



年頭のごあいさつ

日本旅行健康保険組合
理事長 岡本 隆

新年明けまして おめでとうございます

事業主ならびに加入者のみなさまには、健やかに新年をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

昨年、厚生労働省が発表した2023年度の概算医療費は、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行して治療費は減少したものの、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり始めた影響で高齢者の医療費が大幅に伸びたことなどにより、過去最高の47.3兆円となりました。

また、健保連が発表した2023年度の決算見込においても、健康保険組合全体では1,367億円の赤字を見込み、全体の5割を超える726組合が赤字決算となっています。

その要因には、2023年度は賃上げの影響により保険料収入も増加した反面、保険給付費（医療費）や高齢者医療制度への拠出金の伸びがそれを上回ったことが挙げられます。

一方、健康保険組合を取り巻く情勢も大きな変革期を迎えており、国が推進している医療DXの一環としてマイナ保険証への移行作業が進み、2024年12月2日から保険証の新規発行がなくなり、2025年12月2日以降は、本格的にマイナ保険証を基本とする医療体制が始まりました。

健康保険組合としては、2025年春にスマホへの搭載も予定されているマイナ保険証の利用登録をお願いする一方で、加入者のみなさまの不安・不便をできるだけ減らすため、資格情報に関するご案内や適切な資格確認書の交付等に努めてまいります。

これからは、みなさまの健康管理にマイナ保険証やマイナポータルの健康情報等を活かす時代がやってきます。健康保険組合では、それらのスムーズな移行に努めるとともに、今年も健診や特定保健指導をなどの保健事業を通じて、みなさまの健康づくりを積極的に行ってまいりますので、ぜひ、これらの事業を活用し健やかな1年をお過ごしいただきたいと思います。

本年も、どうぞよろしくお願いいたします。

マイナ保険証の利用登録状況について ～まだ未登録の方は、利用登録にご協力をお願いします～

2024年12月2日から、保険証の新規発行が終了し、「マイナ保険証」（保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード）に移行しました。

現在お手元に「保険証」（カード型）をお持ちの方は、2025年12月1日までは、引き続き利用できますが、それ以降は原則「マイナ保険証」の利用が基本となりますので、**まだ「マイナ保険証」をお持ちでない方は、お早目に手続きをお願いいたします。**

なお、12月以降に入社され、「マイナ保険証」をお持ちでない方には保険証に代わる「資格確認書」（紙製のがきサイズ）を発行しますが、「**障害や高齢のため介助者による資格確認が必要等で本人によるマイナ保険証での受診が困難な方**※」以外は、マイナ保険証の利用手続きをしていただきますようお願いいたします。

※患者の希望により、介助者が患者のマイナンバーカードをカードリーダーに置く等の必要な支援を行うことは可能です。

また、今後は**2025年12月までに「マイナ保険証」の100%利用登録に向け各事業主のご協力のもと登録推進を図っていきます**ので、ご家族を含めた加入者の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



「マイナ保険証」登録状況

2024年12月4日現在

ランキング 登録率	保険証 記号	適用事業所名	マイナ保険証利用登録状況								
			被保険者			被扶養者			登録者 合計	登録率 合計 (%)	未登録者数
			登録者数	未登録者数	登録率 (%)	登録者数	未登録者数	登録率 (%)			
1	740	北海道オプショナルツアーズ	2	0	100.0	0	0	0	2	100.0	0
2	550	日本旅行沖縄	34	13	72.3	89	7	92.7	123	86.0	20
3	630	日旅物流	14	3	82.4	4	1	80.0	18	81.8	4
4	310	日本旅行労働組合	6	2	75.0	9	2	81.8	15	78.9	4
5	320	健保組合	5	1	83.3	2	1	66.7	7	77.8	2
6	680	日本旅行グローバルソリューションズ	43	6	87.8	9	9	50.0	52	77.6	15
6	540	フレックスインターナショナルツアーズ	22	9	71.0	16	2	88.9	38	77.6	11
7	720	日本旅行東北	96	34	73.8	38	12	76.0	134	74.4	46
8	110	日本旅行・ソリューション事業本部	1,184	423	73.7	657	258	71.8	1,841	73.0	681
9	710	エムハートツーリスト	46	16	74.2	29	12	70.7	75	72.8	28
10	900	任意継続	48	14	77.4	20	12	62.5	68	72.3	26
11	110	日本旅行・ツーリズム事業本部	537	208	72.1	169	65	72.2	706	72.1	273
12	670	日本旅行ビジネスソリューションズ	59	26	69.4	22	6	78.6	81	71.7	32
13	110	日本旅行・本社（管理・横断）	200	80	71.4	138	56	71.1	338	71.3	136
14	730	日本旅行アカウントサービス	57	22	72.2	9	5	64.3	66	71.0	27
15	570	日本旅行北海道	130	49	72.6	53	26	67.1	183	70.9	75
16	640	日本旅行・グローバルビジネストラベル	184	74	71.3	49	25	66.2	233	70.2	99
17	700	エルオルト	21	12	63.6	14	3	82.4	35	70.0	15
18	520	ジャッツ	178	81	68.7	23	13	63.9	201	68.1	94
19	560	ジャッツ関西	204	92	68.9	29	18	61.7	233	67.9	110
20	590	日本旅行ビジネスクリエイト	103	49	67.8	27	13	67.5	130	67.7	62
21	690	日旅九州エンタプライズ	32	18	64.0	11	4	73.3	43	66.2	22
22	610	ブランドウジャパン	17	13	56.7	9	2	81.8	26	63.4	15
23	510	日旅産業	24	22	52.2	26	11	70.3	50	60.2	33
合計			3,246	1,267	71.9	1,452	563	72.1	4,698	72.0	1,830

（次ページに続く）

★まだ、「マイナ保険証」を持っていない方は……

1 マイナンバーカードがない方はマイナンバーカードを取得



2 マイナンバーカードがある方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを保険証として利用するには、申込みが必要です。

医療機関で

☑医療機関・薬局の顔認証つきカードリーダーから申し込みます

スマホから

☑下記3つを準備

①マイナンバーカード

②マイナンバー読取対応のスマホ

③アプリ「マイナポータル」のインストール

マイナポータル

STEP1 「マイナポータル」を起動する。

STEP2 「申し込む」をタップする。

STEP3 利用規約に同意する。

STEP4 マイナンバーカードを読み取る。

QRコード: iPhone, Android

ここをタップ!

セブン銀行ATMで

☑必要なものはマイナンバーカードのみ!

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証利用の申込み

放置厳禁

定期健診や人間ドック等の健康診断で「要再検」「要精密検査」と判定されたら…

今年の健康診断の結果はいかがでしたか?医療が必要、あるいは精密検査、再検査が必要など「異常」が出ていませんか?

健診をうけても受けっぱなしでは健診を受ける意味がありません。「仕事が忙しい」などと言って放置せず、今すぐアクションを起こし病気の早期発見・早期治療につなげましょう。

A「再検査」「要精密検査」の方は「保険証」「健康診断結果」を持って受診しましょう!

※再検査とは:「異常」となった数値が一時的なものかどうか確認するための検査。

精密検査とは:「治療が必要かどうか」、あるいは「がん等の可能性がある」ので更に詳しい検査をして確かめること。

- 指定の病院があればそこで受診してください。指定がない場合は、まず病院を探しましょう。
 - 「胃部X線」及び「大腸」が『要精密検査』の方は、消化器科のある病院を探してください。「胃部X線」及び「大腸」以外で『要精密検査』の方は、一般的に「総合診療科」または「内科」の病院を探してください。
↓クリックするとリンクします
 - 病院は、当健保のホームページからもリンクしている「医療情報ネット(ナビ)」で検索することができます。また、以下③のクリンタルアプリの「病院紹介サービス」もご利用ください。
 - スマホやパソコンでちょっとした悩みでも手軽に相談できる健康相談・病院紹介サービスもご利用いただけます。
健保ホームページの以下のバナーからアプリをダウンロードしてご利用ください。



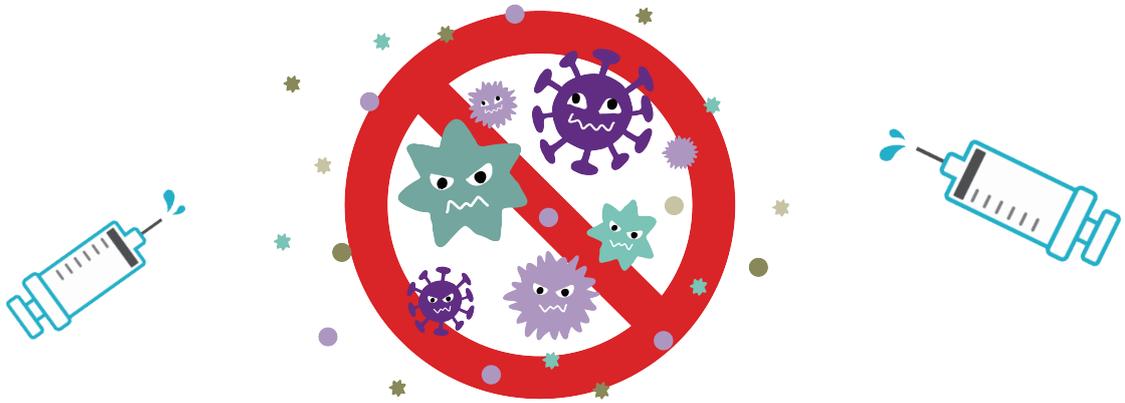
←クリックするとリンクします

- 「胃部X線」及び「大腸」で消化器科のある病院を受診する際には、検査日が決まっている場合がありますので、事前に連絡をしましょう。
- 「健康診断結果」を見せて、「再検査」「要精密検査」であることを医師に伝えましょう。
- 「再検査」や「精密検査」は「保険診療」です。そのため、基本は個人が3割負担(残りの7割は健保負担)ですが、会社の定期健診を受診された方は定期健診から90日以内に二次検査を受ければ3割部分を会社で負担してもらえる会社もありますので、詳細は各会社の総務部門にお問い合わせください。

2024年度 インフルエンザ予防接種の補助金申請は1月31日(金)まで(必着)です

2024年10月～12月に東振協の契約機関以外で接種いただいたインフルエンザ予防接種の補助金申請は、2025年1月31日(金)締めで、2月25日の給与に含めて支給しますので申請遅れのないようご注意ください。なお、支給状況は「給与明細」にてご確認ください。(任意継続被保険者の方は補助金請求書に記載いただいた銀行口座に振り込みとなります。)

※東振協の契約機関で接種された方は、補助金を差し引いた額を窓口を支払っていただいておりますので、重複して申請しないようご注意ください。



花粉症対策・・・市販薬を上手に活用しましょう

多くの人を悩ませる花粉症。春にはスギやヒノキの花粉がピークを迎えるため、毎年苦しい思いをしている人も多いと思います。

毎年、決まったお薬を処方してもらうために病院に行っている方もいるかと思いますが、最近では、病院で処方される医療用と同じ成分を含み、効果が高く、眠気などの副作用が少ない薬が薬局・ドラッグストアなどで「スイッチOTC医薬品」(かつては処方箋が必要だった医薬品が、専門の検討機関による審査を経て、市販薬として販売されるようになったもの)として販売されています。花粉の飛散開始時期から、または花粉症の症状が出始めたら、早めに抗アレルギー成分の入った内服薬などを使用しておくことで、症状を和らげることができます。購入の際は薬剤師に相談してみましょう。



2024年度 第Ⅲ期 家庭用常備薬のあっせん販売のお知らせ 予告

今回はWebとFAX及び郵送による申込を受け付けします。
「スイッチOTC医薬品」の取り扱いもあります。
申込期間は、2025年1月20日(月)～3月28日(金)を予定しています。
詳しくは、1月中旬に健保組合のホームページで告知しますのでご参照ください。



まもなく確定申告のシーズンです… 医療費控除とセルフメディケーション税制のご案内

医療費控除は1年間(1月1日～12月31日)の医療費の自己負担が10万円を超えた場合、所得税が減額される制度ですが、医療費控除の特例として、2017年1月からセルフメディケーション税制がスタートしています。

医療費の合計が10万円を超えていない人でも、対象となる市販薬の年間購入額が、12,000円を超えれば、セルフメディケーション税制が適用できる可能性があります。

制度のしくみをよく知って、賢く節税しましょう。

***各制度についての詳細は国税庁のホームページをご覧ください。**

↑クリックするとリンクします

■医療費控除

2024年1月から12月までの1年間で、医療費等の自己負担が10万円を超えた場合に利用できます。

- ※生計を同じくする家族の分も合算できます。
- ※健保組合からの高額療養費や出産育児一時金、生命保険の入院給付金などで補てんされた金額は除きます。
- ※その年の総所得金額等が200万円未満の人は総所得金額等の5%となります。

■セルフメディケーション税制

健康の保持増進や疾病予防のための取り組み(健診、予防接種、特定保健指導、がん検診など)を行い、2024年1月から12月までの1年間で、下記マークのついた市販薬(「スイッチOTC医薬品」:処方箋から、薬局などで購入できる医薬品に転用されたもの)などの年間購入量が12,000円を超えた場合に医療費控除を受けることができます。

※上限は88,000円で、生計を同じくする家族の分も合算できます。

確定申告と医療費通知

確定申告には、医療費等の明細書が必要ですが、e-Taxで医療費控除の申請を行う場合、健保組合からの「医療費データ」をPepUpからダウンロードできます。

但し、データが間に合わない月は明細書を作成いただく必要がありますのでご了承ください。

なお、PepUpの「医療費のお知らせ」を印刷したものは申請に利用できませんのでご注意ください。

セルフメディケーション
税 控除 対象

←このマーク
が目印

確定申告に必要な書類

確定申告書のほか、以下の書類が必要です。

- 対象となる医薬品を購入した場合のレシート、領収書
- 申告する人の健康診断の結果通知票または予防接種、がん検診の領収書など

医療費控除とセルフメディケーション税制を同時に利用することはできませんのでご注意ください。

<医療費控除の対象とならないもの>

- 健康診断や予防接種の費用
- 通院時のガンリン代や駐車場代
- 里帰り出産で帰省する交通費
- サプリメントなどの購入費用
- 入院時の本人都合の差額ベッド代
- 容貌美化のための歯列矯正費用
- 近視・遠視の眼鏡やコンタクトレンズ作成代 など

***通院のための公共交通機関の運賃(電車・バス)、不妊治療費、妊娠中の定期健診・検査代、歯のインプラント、近視の治療のためのレーシック、ドラッグストアで買った風邪薬代、などは対象となります。**

<医療費控除を受ける時の手続き>

【提出書類】 確定申告書

【提出先】 居住地の税務署

【提出時期】 翌年3月17日まで

※医療費控除の時効は翌年1月1日から5年です。

【添付書類】 医療費控除の明細

※PepUpの利用登録をされている方は、「e-Tax」を使用したインターネット上での確定申告をお勧めします。



e-Taxを利用した医療費控除をするための PepUpの医療費通知データの受領方法について

「医療費控除」の申請に必要なデータを「PepUp」からダウンロードし、「e-Tax」を使用して、インターネット上で確定申告を行うことができます。

医療費データのダウンロード手順は以下のとおりです。

①以下のURLから「PepUp」にログインします。

https://pepup.life/users/sign_in

※アプリ版ではご利用いただくことができませんのでご注意ください。



②メニューから「医療費」を選択し、クリックします。

③「国税電子申告(e-Tax)用医療費データのダウンロード」より、申請が必要な年度をクリックすると、データをダウンロードします。

※こちらのデータはe-Taxソフトでの読み込みが可能です。e-Taxを利用した申請方法の詳細は、以下の国税庁のホームページをご確認ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/kojin.html>

また、便利なスマートフォンによる医療費控除方法については以下の動画(国税庁動画チャンネル)を参考にしてください。

[スマホ申告\(医療費控除の入力方法\) - Bing video](#)

【医療費データを使用いただく際の注意点】

◆PepUpでダウンロード可能な医療費データは、病院を受診してから3~4ヶ月ほど反映に時間がかかります。(12月受診分は3月10日に反映されます。)

そのため、申請時にデータの内容をご確認いただき、不足分は明細書を作成していただく必要があります。

また、病院の窓口で支払った額以外についても、ご自身で明細書を作成してください。

なお、PepUpの「医療費のお知らせ」を印刷したものは申請に利用できませんので、ご注意ください。

※医療費控除の対象となる費用については、以下をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1122.htm>

◆PepUp上でダウンロード可能な医療費データ内には、健康保険組合、自治体、保険会社からの給付金の記載はありません。そのため、給付金を受給した場合は「支払った医療費の額」から給付金※の額を差し引いて申請してください。

※給付金の例：保険会社からの保険金、公費負担医療や自治体の実施する医療費助成、(家族)療養費、(家族)出産育児一時金、高額療養費、等(傷病手当金や出産手当金は含まれません。)の健康保険組合からの給付金

↓クリックするとリンクします

◆その他、医療費控除についてのご質問は、[最寄りの税務署](#)へお問合わせください。

